

砺波市地域防災計画新旧対照表（原子力編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
第2章第3節 第3 < P 3 7 > 旧	<p>第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備【社会福祉課／高齢介護課／砺波総合病院】</p> <p>(略)</p>	<p>第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備【社会福祉課／高齢介護課／(削除)総合病院】</p> <p>(略)</p>	字句修正
第2章第2節 第3 < P 3 8 > 旧	<p>第3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備【総務課】</p> <p>(1) 市は、国及び県と協力し、<u>応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。</p> <p>(2) 市は、<u>応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び北陸電力と相互に密接な情報交換を行う。</p>	<p>第3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備【総務課】</p> <p>(1) 市は、国及び県と協力し、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。</p> <p>(2) 市は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び北陸電力と相互に密接な情報交換を行う。</p>	国防災基本計画の修正に伴う修正
第4章 < P 6 3 > 旧	<p>3 被災地域の総合的な復旧・復興対策の機動的、弾力的な推進の手法の検討【財政班】</p> <p>市は、<u>(追加)</u> 県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p>	<p>3 被災地域の総合的な復旧・復興対策の機動的、弾力的な推進の手法の検討【財政班】</p> <p>市は、<u>国及び</u>県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p>	字句修正
用語集 〔か行〕	<p>緊急消防援助隊</p> <p>緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を契機に大規模災害時における人命救助活動をより効果的に行うために整備された、全国の消防機関による相互応援の体制で、平成7年6月に発足した。</p> <p><u>緊急消防援助隊は、国内で大規模災害が発生し、一つの都道府県ではその災害に対処できないとき、消防庁長官の要請により出動し、被災地の市町村長の指揮の下に活動する。出動可能な部隊は、あらかじめ消防庁に登録されている。援助隊は、指揮支援部隊、救助部隊、救急部隊、消火部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊で編成されている。</u></p>	<p>緊急消防援助隊</p> <p>緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を契機に大規模災害時における人命救助活動をより効果的に行うために整備された、全国の消防機関による相互応援の体制で、平成7年6月に発足した。</p> <p><u>平成15年に法制化され、被災地や当該都道府県の消防力のみでは、対応困難な大規模災害や特殊災害が発生した場合に、消防の応援又は支援のため、消防庁長官の求め又は指示に基づき全国から被災地に派遣される部隊であり、被災地の市町村長の指揮の下に活動する。出動可能な部隊は、あらかじめ消防庁に登録されている。援助隊は、一体的で効率的な活動を行うため、①指揮支援部隊（統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊）、②都道府県大隊（消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊、特殊装備中隊）、③航空部隊及び、④特別の任務を行う部隊（統合機動、エネルギー・産業基盤災害即応、NBC災害即応、土砂・風水害機動支援部隊）で編成されている。</u></p>	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正に伴う修正